

第十五回国会 衆議院 農林委員會議録 第二十五号

昭和二十八年二月二十八日(土曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

- 委員長 坂田 英一君
- 理事野原 正勝君 理事平川 篤雄君
- 理事井上 良二君 理事足鹿 覺君
- 秋山 利恭君 大島 秀一君
- 木村 文男君 高見 三郎君
- 中馬 辰猪君 松野 頼三君
- 金子興重郎君 高倉 定助君
- 高瀬 傳君 中村 寅太君
- 川俣 清吉君 中澤 茂一君

出席國務大臣

- 農林大臣 廣川 弘禪君

出席政府委員

- 公正取引委員長 横田 正俊君
- 農林事務官 渡部 伍良君
- (大田官房長) 小倉 武一君
- 農林事務官(農林經濟局長) 小倉 武一君

委員外の出席者

- 総理事務官(公正取引委員長事務局長) 岸川 忠嘉君
- 理事事務局長(資源調査課長) 難波 理平君
- 専門員 岩隈 博君
- 専門員 藤井 信君

二月二十六日

農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一四号)  
 農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一一五号)

同日

国有林野取下げに関する請願(福井 順一君紹介)(第三〇三五号)

第一類第九号 農林委員會議録第二十五号 昭和二十八年二月二十八日

島根県下に国立山陰農業試験場設置に関する請願(日高忠男君外三名紹介)(第三〇三六号)

土地改良事業に対する資金融通条件是正に関する請願(塚田十一郎君外九名紹介)(第三〇三七号)

同月二十七日

柳原用水土地改良事業実施に関する請願(栗田英男君紹介)(第三一三四号)

耕地関係事業に対する農林漁業資金融資予算増額の請願(原茂君紹介)(第三一三五号)

有畜農家創設事業用家畜導入資金の融資に関する請願(原茂君紹介)(第三一三六号)

農業共同利用施設に対する農林漁業資金の融資に関する請願(原茂君紹介)(第三一三七号)

開拓道路開設等に関する請願(原茂君紹介)(第三一三八号)

農地開発建設工事に関する請願(原茂君紹介)(第三一九号)

小野村に排水機関場設置の請願(内海安吉君紹介)(第三一四〇号)

舞鶴市等を海岸砂地帯として指定の請願(大石ヨシエ君紹介)(第三一四一号)

林道開設に関する請願(大村清一君紹介)(第三一四二号)

林道予算増額に関する請願(足鹿覺君紹介)(第三一四三号)

本日の會議に付した事件  
 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第九一號)

農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一四号)  
 農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一一五号)

農政及び農林関係予算の説明聴取に関する件

肥料に関する件

○坂田委員長 これより會議を開きます。まず肥料問題について調査を進めます。本日は主として肥料の安定帯価格における建値の問題について質疑を行うことにいたします。足鹿君。

○足鹿委員 横田委員長にお伺いしたいのですが、昭和二十七年秋、日本硫酸協会がその内部に硫酸輸出奨励要綱なるものをつくり、かつその要綱の実施にあたり、細目としまして硫酸輸出奨励金に関する件というものをつくり、加盟各社の理事が署名、捺印をして、いわゆる出血輸出に対する損失額の分担の建前をとつたことは、巷間よく言われておる事実と思えますが、昭和二十七年十一月十一日に行われた奨励要綱及び奨励金に関する件というものについて、御調査になり、かつ御検討になったことがありませんか、最初この点からお伺いをいたしたいと思います。

○横田政府委員 ただいまの昭和二十七年十一月の問題のみならず、その前後にわたりまして、この硫酸の問題に

つきましては、公正取引委員会内部の經濟部の調査課というところで、ずつと取調べをいたしておりました。ただいま私といたしまして、詳細なことは記憶していませんが、お話のような問題があつたと記憶いたします。この一連の硫酸協会並びに硫酸メーカーのいろいろの行爲の中には、独占禁止法上いろいろの問題になるものがございます。ただいまの損失負担の問題、あるいは出血輸出につきまするいろいろの価格の問題等につきましましては、いづれも独占禁止法上問題になる事柄でございますが、ただその際公正取引委員会といたしましては、問題が輸出でございます。これはそういう無理な輸出をすること自体が、はたしてよろしいことであるかどうかというところは別といたしまして、問題が輸出であるという点と、それから御承知のように、日本の業者に対立いたします外国の業者が、かなりひどい手段をとつておつたように認められましたので、この一連の動きに対しまして、公正取引委員会としまして、独占禁止法上これをただちに取上げて論議するということとを差控えた次第でございます。

○足鹿委員 私の伺いたしたのは、他の事例もあるとは思いますが、昭和二十七年十一月十一日の硫酸輸出奨励要綱、硫酸輸出奨励金に関する件、これに伴う硫酸協会のとつた措置というもののについて、御存じであるかどうか。また今、一連の輸出問題については、調査課で調査を進めておるといふ御意

見であります。御存じになつておるかどうかということ、最初に明確にしておきたいと思つたのです。

○横田政府委員 正確なことはただいま記憶しておりませんが、委員会で問題にして論議をいたしたことはございません。

○足鹿委員 公正取引委員会において御検討になつた。その御検討の中心は、独占禁止法の第三条または第四条、あるいは事業者団体法の第五条等に関連して、違反に該当するやいなかにいふことについて御検討になつたのであります。それとも単に調査の結果を委員会に御協議になつたのでありますか、その点をもう少しはつきりと伺いたし。

○横田政府委員 単なる経済問題として取上げましたものではございません。法律違反の疑いがあるということとで會議に付したものでございます。

○足鹿委員 その結論はまだお出しになつておらないのであります。事態が起きたのは、去年の秋のことです。また現在春肥を中心の問題が起きておる。従つてこのような顕著な事例というものは、公正かつ慎重にお取上げになることはもちろんのことではあります。しかし機宜を得た措置をまた一面必要とするわけでありませぬ。それでお取上げになつた後、結論としていかような御判断を下しておいでになりますか、正式な結論はいつごろ出ますか、その点を伺いたし。

○横田政府委員 先ほど少し先走りま

して申し上げましたが、問題が輸出に  
関することです。輸出の外国業者に対抗する必要という点  
を考慮いたしまして、会議の結果は、  
一応事件としては取上げない。今後確  
安協会なり、あるいはメーカーの動き  
を監視して参る、こういうことで、一  
応そういう結論に達した次第です。

○足鹿委員 この十一月十一日の確安  
輸出奨励要綱の目的によりますと、  
「本要綱は、輸出契約価格が国内販売価  
格を下まわる場合に、その差額の一部  
を各社の共同負担において補償し、も  
つて強力なる輸出促進をはかること  
を目的とする」と明確にしております。  
いわゆる生産費を下まわる場合という  
ことは言っておりません。すなわち農  
民が買われる価格、国内価格を下ま  
わつた場合ということになるので、私  
どもは農民の犠牲による、いわゆる業  
者の海外市場開拓のためのダンピング  
だという見解を持つものであります。  
生産費を割る場合に各社が共同してお  
やりになりますこともけつこうであり  
ます。また輸出そのものに私どもは別  
にけちをつけたり、日本の海外市場の  
開拓に阻害行為をやるうというのでは  
ありません。輸出そのものには絶対賛  
成である。しかしこの目的にある輸出  
契約価格が国内販売価格を下まわる場  
合にというこの一点から、明らかにこ  
れは内地の農民を犠牲にして、海外市  
場開拓の美名のもとに、ダンピングを  
やつておる。そこから私的独占禁止法  
の第四条、あるいは事業者団体法の第  
五条に該当するものであるという見解  
をとらざるを得ない。今委員長は、事  
が輸出の問題であるからということ

おつしやいました。私は単なる輸出の  
問題でありますならば、国内価格と同  
様な価格で海外市場を開拓する、ある  
いは海外市場の価格と国内価格を同一  
の価格に置いて業者が出血される場合  
に、別に独禁法をかざしたり、不当に  
業者を圧迫したりしようという考えは  
ないのであります。問題の発端はここ  
にあるのでありますから、ただ単なる  
輸出問題としてお考えになるというこ  
とは、少し公正取引委員会としての御  
措置が甘いのではないかと。もう少し  
御検討になる必要がありはしないか。  
こういうことをお聞きしておるの  
であります。

○横田政府委員 その点は私もまづた  
く同感でございます。昨年来の動き  
につきましても、その後も引続き監視  
をいたしておりますし、なお今後の動  
きも、この二十七年の動きの一環とい  
たしまして、ただいまの御趣旨をよく  
体しまして、独占禁止法の観点から問  
題を慎重に取上げて参りたいと思いま  
す。

○足鹿委員 去年の秋の問題につきま  
しては、一応事が輸出の問題に關連  
し、公正取引委員長の御所見もつと  
もな面があると思ひます。過ぎ去つた  
ことではあります。しかし不問に付  
するわけには参らない。勇敢にお取上  
げになり、今後のメーカーの出方を監  
視になりまして、反省の色がないなら  
ば、断固たる措置をおとりになること  
が、私は当然だと思ふ。公正取引委員  
会は、独禁法の緩和その他で漸次その  
活動の範囲が抑制されるような雰囲気  
にあります。そういう時期に、あつて  
なきがごとき存在であれば、まづ  
そういう結果を招来いたします。

にはその存在の意義を明らかにし、全  
国民の四分五割を占める農民を犠牲に  
しておるといふ事実を、私どもは信じ  
ていません。そういう見地から、勇  
敢なる措置を今後も引続きとられんこ  
とを要望いたしまして、昨年の輸出の  
際の問題は一応この程度にとどめま  
す。

第二点の問題であります。それは  
今月の十二日に、衆議院は昨年末の本  
委員会の決議に基きまして、院議をも  
つて肥料価格の引下げについて必要な  
措置を講ずべきことを決定いたしました。  
一方政府は肥料対策委員会を設置  
いたしまして、おの／＼の立場から、  
この春肥問題に端を発する肥料安定帯  
価格の是正の問題が、非常に大きくな  
つて来ておることは御存じの通りであ  
ります。ところが最近の状況を見ます  
るに、去る二月二十四日、確安協会  
は東京会館で需給委員会を開催し、そ  
の委員長は東洋高圧の野村常務が委員  
長である由であります。その委員会  
において、春肥の取引価格について検  
討し、全購連渡しの建値を、二月から  
五月まで一応の話し合いのついた価格の  
ほとんど最高価格をもつて決定し、そ  
れを一方的に発表しております。この  
事実が、輸出の場合と異なりまして、  
明らかに独占禁止法の第四条に抵触す  
ると思ふ。輸出の場合には、まだ海外  
市場の開拓という一つの大きな面も含  
まれておりますから、委員長も二十五  
日の毎日新聞においては、寛大の措置  
を必要とするというふうな談話を発表  
されたことと思ひますが、その事実を  
御存じでありますか、この点からお伺  
いたしたい。

協会の需給委員会の建値の発表につき  
ましては、その直後から委員会におき  
まして調査を開始いたしました。ただ  
いまその調査の途中でございますが、  
その調査の結果を一応申し上げたいと  
存じます。まだ調査中でございますの  
で、確定的なことは申し上げられませ  
んが、ただいままで調べました結果に  
よりますと、この委員会におきまし  
て、今お述べになりましたような建値  
を発表いたしました。この発表を法律  
的にどういふふうに見るかという点が  
問題でございます。結局確安のメー  
カーが集まりまして、委員会という形  
式を通じて一本の価格をきめ、かつそ  
の価格によつて取引をすることを決定  
いたしましたものと見られます。これ  
は明らかに独占禁止法の問題並びに  
事業者団体法の問題になるわけござ  
います。つまり確安協会の行為とし  
ましては、事業者団体法の第五条に触れ  
ますし、それからその確安協会を通じ  
まして個々のメーカーがその価格を維  
持するといふ共同の行為があるといふ  
ことになりますれば、御指摘の第四条  
の問題にもなりますし、ひいては第三  
条の取引制限ということになると思わ  
れるのでございます。これにつきまし  
ては、確安協会側からいろいろ聴取い  
たしました。今までの弁解をいたしまし  
ては、結局御承知の安定価格というも  
のがあるのであるから、この安定価格  
の中できめたことは、別にさしつかえ  
ないのであるといふような弁解、ある  
いは安定価格そのものがはなはだ酷な  
ものであるから、その安定価格の少な  
り上のところを建値をきめても、それ  
はむしろ正当防衛的なものであるとい  
うような主張などしておるのでござい

ますが、しかしこれは御承知のよう  
に、安定価格が上限と下限がありま  
して、結局その価格の間におきまし  
て、おの／＼のメーカーの採算を考え  
まして、個別に全購連等と契約する  
という趣旨があつた安定価格の値幅を設  
けた趣旨だと考えられますので、その  
中できめたからそれで当然だといふ  
りくつは出て参らないと思ふのでござ  
います。結局その価格の中におきまし  
ても、一本の価格で取引をするといふ  
ことを決定いたしますれば、これは明  
らかに競争を制限するといふ趣旨がご  
ざいまして、独占禁止法また事業者団  
体法の問題になると思ひます。なお安  
定価格そのものがはなはだ酷である  
といふような点につきましても、これ  
は御承知のように、確安の生産費につ  
きましては、私どもの委員会でも、従  
前からの／＼検討いたし、各会社、  
業者から、昨年九月以降そのコストを  
出してもらひまして、それを中心にい  
ろいろ研究いたしておりますが、いま  
の私の調査いたしますところでは、  
あの安定価格で非常に苦しい業者と  
いうものはきわめて少数でございます。  
その他の業者につきましては、あ  
の中で十分採算がとれるといふふう  
に一応われ／＼は見ておりますので、や  
むを得ない事情として業者が申しま  
す。そういうような事柄も、そのまま受入  
れることはできないように考へており  
ます。従ひまして、なお今後この問題  
は慎重に検討いたしまして、先ほど申  
しました輸出の問題とは全然問題が違  
いますし、非常に農家に対しての影響  
も大きなものがありますので、さらに  
調査を進めまして、もし違反というこ  
とが確認されれば、はつきりした

○横田政府委員 二月二十四日の確安

処置をいたしたいと考えております。

○足鹿委員 相当明瞭な御所見を承りまして非常に参考になつたのであります。私先刻も申しましたように、たゞに独禁法を振りかざして業者に迫つて行くというのではない、特に今度の場合、委員長が今述べられた点で、もう一つ私は強く御所見を承りたいと思ふのは、全購運は、農民がつくつた自主的な組織であります。しかも法律的な裏づけのある団体である。日本の取扱量の五〇%以上を占めておる。従つて全購運以外に農民を代表する機関は、肥料に関する限り今のところないわけである。私も一番遺憾に思ふ、かつ問題にしておるのは、なるほど八百九十五円から八百二十五円の一つの振幅度の安定帯が出た。これはいろいろ各方面の苦心によつて、不満足であるが、一応そういうものが出来た。従つてそれをどこにおちつかしめるかというところについては、当然全購運との間に話し合ひを持つてきめらるべきものとわれは解し、また政府もしばしば、そういうことを一商行為の中へ介入することは自分たちとしては好ましくないからこれは全購運とメーカーとの間に話し合ひをすべきであるという前提に立つておつたと思ふ。ところが二十四日に東京会館で委員会を開き、建値を決定し、しかも二月から五月までのものをきめて、そして一つの紙切れを全購運に、かように決定したからそれでやれ、こういう態度は情状酌量の余地は少しもないと思ふ。院議をもつて政治的な圧力を加えられたとか、いろいろへりくつを並べて、全然誠意のほども見ることができません。そこに一つの問題があると思ふ。出血の問題ある

いは農民犠牲の問題を別にして、ただ単なる輸出の問題ということになりますれば、私ももととしては純粋理論としてそこに情状の余地があつたという委員長のお考えにも若干同感の点もありませんが、この問題だけは許せない。従つてこの点につきましては、特に委員長の勇断を求めたい。特に昭和二十二年七月に独禁法が改正になつて、委員長の身分は天皇の認証によつて保障され、いわゆる権威ある存在としてあるのだ。従つてこういう点からこの問題を不問に付せられ、あるいはやむやみなるようなことでもありませんと、さらにはまた深刻な問題として発展を行かざるを得ないと思ふのであります。その点は特に委員長の毅然たる態度を私は要望したいのであります。協会はこういうことを言つておる。私的独占禁止法に抵触するから、今後は全購運と確安協会は話し合ひしない、全購運と各メーカーと個々に折衝したらどうか、こういうふうなうそをいっておる。言語同断といわざるを得ない。何らの反省の色もありません。輸出の場合等についての過去にとつた措置に対して反省の色もなければ、今度とつたのも政治的の圧力で行つた、いかにも自分たちのつたものと当然のように、今までの自分たちの違反行為は捨て、今度法に抵触するからお前たちから取引をやつたらいいだろう、こういう態度は、農民のみならず広く一般国民がこういう態度を見て、これに対して断固たる処置が講ぜられないということになりますならば、法律はあつてなきがごときものになり、従つて法律に対するところの不信を呼び、公取委員会の存否の問題になつて来ると私は思ふのであります。そういう点から、特に強い御所信をもう一度承りたいと思ひます。具体的にお尋ね申し上げたいことは、二十四日の協会のつた態度に対して、委員会をお開きになつた事実がありましか、もしあつたとすれば、具体的にどういふ御相談をなさいましたか、お伺ひしたい。

○横田政府委員 この問題について正式の委員会は開いておりませんが、先ほど申しましたように、二月二十四日のこの建値決定が発表されました。ただちに事務局におきまして調査を開始いたしました。近々にその結果を委員会の議にかけまして検討いたすという段階になつております。

○足鹿委員 最後にもう一点伺ひたいのであります。今までおとりになつた措置は大体わかりました。問題は今後であります。去年の輸出確安の際の結論は、お考え方にも若干躊躇されたような点もあり、若干日にちが遷延したことは免れないと思ふが、今度のはつきりしておる。従つてこれに対する御結論はいつごろおやりになることあります。大体の今後の見通し、また今後とるべき措置についての方針というふうなものをお伺ひいたしたい。

○川俣委員 十四社のお調べの中で、電解法に基いての最低のコストと最高のコストの開き、またはガス法による最低と最高の開きはどのくらいあるか。これは会社の名前があげにくいと思ひますが、その開きくらいは言えると思ひます。なお統制時代に開きは二割四、五分あつた。今普通証券界あるいは財界からは、依然として四流、三流会社と一流会社の開きはもつと増大しておるのであるというふうにと認められておるのであります。そのような結果が出ておるか。

○横田政府委員 この問題について正式の委員会は開いておりませんが、先ほど申しましたように、二月二十四日のこの建値決定が発表されました。ただちに事務局におきまして調査を開始いたしました。近々にその結果を委員会の議にかけまして検討いたすという段階になつております。

○足鹿委員 最後にもう一点伺ひたいのであります。今までおとりになつた措置は大体わかりました。問題は今後であります。去年の輸出確安の際の結論は、お考え方にも若干躊躇されたような点もあり、若干日にちが遷延したことは免れないと思ふが、今度のはつきりしておる。従つてこれに対する御結論はいつごろおやりになることあります。大体の今後の見通し、また今後とるべき措置についての方針というふうなものをお伺ひいたしたい。

○川俣委員 十四社のお調べの中で、電解法に基いての最低のコストと最高のコストの開き、またはガス法による最低と最高の開きはどのくらいあるか。これは会社の名前があげにくいと思ひますが、その開きくらいは言えると思ひます。なお統制時代に開きは二割四、五分あつた。今普通証券界あるいは財界からは、依然として四流、三流会社と一流会社の開きはもつと増大しておるのであるというふうにと認められておるのであります。そのような結果が出ておるか。

○横田政府委員 この点は詳しい数字の問題でございますので、当委員会の調査課長からお答えいたしたいと思ひます。

○横田政府委員 九月には十四社全部から各社別のをとつております。

○足鹿委員 そのとき一回の御調査でありますか、その後も、輸出の問題が起き、あるいは最近の経済情勢の変転に備えて御調査になつておりますか。

○横田政府委員 昨年の四月と九月と二回いたしております。

○横田政府委員 九月には十四社全部から各社別のをとつております。

○足鹿委員 そのとき一回の御調査でありますか、その後も、輸出の問題が起き、あるいは最近の経済情勢の変転に備えて御調査になつておりますか。

○横田政府委員 昨年の四月と九月と二回いたしております。

○横田政府委員 九月には十四社全部から各社別のをとつております。

○足鹿委員 そのとき一回の御調査でありますか、その後も、輸出の問題が起き、あるいは最近の経済情勢の変転に備えて御調査になつておりますか。

○横田政府委員 昨年の四月と九月と二回いたしております。

○横田政府委員 九月には十四社全部から各社別のをとつております。

○足鹿委員 そのとき一回の御調査でありますか、その後も、輸出の問題が起き、あるいは最近の経済情勢の変転に備えて御調査になつておりますか。

○横田政府委員 昨年の四月と九月と二回いたしております。

○横田政府委員 九月には十四社全部から各社別のをとつております。

○足鹿委員 そのとき一回の御調査でありますか、その後も、輸出の問題が起き、あるいは最近の経済情勢の変転に備えて御調査になつておりますか。

○横田政府委員 昨年の四月と九月と二回いたしております。

○横田政府委員 九月には十四社全部から各社別のをとつております。

○足鹿委員 そのとき一回の御調査でありますか、その後も、輸出の問題が起き、あるいは最近の経済情勢の変転に備えて御調査になつておりますか。

○横田政府委員 昨年の四月と九月と二回いたしております。

○横田政府委員 九月には十四社全部から各社別のをとつております。

○足鹿委員 そのとき一回の御調査でありますか、その後も、輸出の問題が起き、あるいは最近の経済情勢の変転に備えて御調査になつておりますか。

○横田政府委員 昨年の四月と九月と二回いたしております。

○横田政府委員 九月には十四社全部から各社別のをとつております。

○足鹿委員 そのとき一回の御調査でありますか、その後も、輸出の問題が起き、あるいは最近の経済情勢の変転に備えて御調査になつておりますか。

○横田政府委員 昨年の四月と九月と二回いたしております。

○横田政府委員 九月には十四社全部から各社別のをとつております。

○足鹿委員 そのとき一回の御調査でありますか、その後も、輸出の問題が起き、あるいは最近の経済情勢の変転に備えて御調査になつておりますか。

○横田政府委員 昨年の四月と九月と二回いたしております。

○横田政府委員 九月には十四社全部から各社別のをとつております。

○足鹿委員 そのとき一回の御調査でありますか、その後も、輸出の問題が起き、あるいは最近の経済情勢の変転に備えて御調査になつておりますか。

○横田政府委員 昨年の四月と九月と二回いたしております。

○横田政府委員 九月には十四社全部から各社別のをとつております。

○足鹿委員 そのとき一回の御調査でありますか、その後も、輸出の問題が起き、あるいは最近の経済情勢の変転に備えて御調査になつておりますか。

○横田政府委員 昨年の四月と九月と二回いたしております。

○横田政府委員 九月には十四社全部から各社別のをとつております。

○足鹿委員 そのとき一回の御調査でありますか、その後も、輸出の問題が起き、あるいは最近の経済情勢の変転に備えて御調査になつておりますか。

○横田政府委員 昨年の四月と九月と二回いたしております。

○横田政府委員 九月には十四社全部から各社別のをとつております。

○足鹿委員 そのとき一回の御調査でありますか、その後も、輸出の問題が起き、あるいは最近の経済情勢の変転に備えて御調査になつておりますか。

○横田政府委員 昨年の四月と九月と二回いたしております。

○横田政府委員 九月には十四社全部から各社別のをとつております。

○足鹿委員 そのとき一回の御調査でありますか、その後も、輸出の問題が起き、あるいは最近の経済情勢の変転に備えて御調査になつておりますか。

○横田政府委員 昨年の四月と九月と二回いたしております。

○横田政府委員 九月には十四社全部から各社別のをとつております。

○足鹿委員 そのとき一回の御調査でありますか、その後も、輸出の問題が起き、あるいは最近の経済情勢の変転に備えて御調査になつておりますか。

○横田政府委員 昨年の四月と九月と二回いたしております。

○横田政府委員 九月には十四社全部から各社別のをとつております。

○足鹿委員 そのとき一回の御調査でありますか、その後も、輸出の問題が起き、あるいは最近の経済情勢の変転に備えて御調査になつておりますか。

○横田政府委員 昨年の四月と九月と二回いたしております。

○横田政府委員 九月には十四社全部から各社別のをとつております。

○足鹿委員 そのとき一回の御調査でありますか、その後も、輸出の問題が起き、あるいは最近の経済情勢の変転に備えて御調査になつておりますか。

○横田政府委員 昨年の四月と九月と二回いたしております。

○横田政府委員 九月には十四社全部から各社別のをとつております。

○足鹿委員 そのとき一回の御調査でありますか、その後も、輸出の問題が起き、あるいは最近の経済情勢の変転に備えて御調査になつておりますか。

○横田政府委員 昨年の四月と九月と二回いたしております。

○横田政府委員 九月には十四社全部から各社別のをとつております。

○足鹿委員 そのとき一回の御調査でありますか、その後も、輸出の問題が起き、あるいは最近の経済情勢の変転に備えて御調査になつておりますか。

○横田政府委員 昨年の四月と九月と二回いたしております。

○横田政府委員 九月には十四社全部から各社別のをとつております。

○足鹿委員 そのとき一回の御調査でありますか、その後も、輸出の問題が起き、あるいは最近の経済情勢の変転に備えて御調査になつておりますか。

○横田政府委員 昨年の四月と九月と二回いたしております。

○横田政府委員 九月には十四社全部から各社別のをとつております。

○足鹿委員 そのとき一回の御調査でありますか、その後も、輸出の問題が起き、あるいは最近の経済情勢の変転に備えて御調査になつておりますか。

○横田政府委員 昨年の四月と九月と二回いたしております。

○横田政府委員 九月には十四社全部から各社別のをとつております。

○足鹿委員 そのとき一回の御調査でありますか、その後も、輸出の問題が起き、あるいは最近の経済情勢の変転に備えて御調査になつておりますか。

○横田政府委員 昨年の四月と九月と二回いたしております。

○横田政府委員 九月には十四社全部から各社別のをとつております。

○足鹿委員 そのとき一回の御調査でありますか、その後も、輸出の問題が起き、あるいは最近の経済情勢の変転に備えて御調査になつておりますか。

○横田政府委員 昨年の四月と九月と二回いたしております。

○横田政府委員 九月には十四社全部から各社別のをとつております。

○足鹿委員 そのとき一回の御調査でありますか、その後も、輸出の問題が起き、あるいは最近の経済情勢の変転に備えて御調査になつておりますか。

○横田政府委員 昨年の四月と九月と二回いたしております。

○横田政府委員 九月には十四社全部から各社別のをとつております。

○足鹿委員 そのとき一回の御調査でありますか、その後も、輸出の問題が起き、あるいは最近の経済情勢の変転に備えて御調査になつておりますか。

○横田政府委員 昨年の四月と九月と二回いたしております。

○横田政府委員 九月には十四社全部から各社別のをとつております。

○足鹿委員 そのとき一回の御調査でありますか、その後も、輸出の問題が起き、あるいは最近の経済情勢の変転に備えて御調査になつておりますか。

○横田政府委員 昨年の四月と九月と二回いたしております。

○横田政府委員 九月には十四社全部から各社別のをとつております。

○足鹿委員 そのとき一回の御調査でありますか、その後も、輸出の問題が起き、あるいは最近の経済情勢の変転に備えて御調査になつておりますか。

○横田政府委員 昨年の四月と九月と二回いたしております。

○横田政府委員 九月には十四社全部から各社別のをとつております。

○足鹿委員 そのとき一回の御調査でありますか、その後も、輸出の問題が起き、あるいは最近の経済情勢の変転に備えて御調査になつておりますか。

○横田政府委員 昨年の四月と九月と二回いたしております。

○横田政府委員 九月には十四社全部から各社別のをとつております。

○足鹿委員 そのとき一回の御調査でありますか、その後も、輸出の問題が起き、あるいは最近の経済情勢の変転に備えて御調査になつておりますか。

○横田政府委員 昨年の四月と九月と二回いたしております。

○横田政府委員 九月には十四社全部から各社別のをとつております。

○足鹿委員 そのとき一回の御調査でありますか、その後も、輸出の問題が起き、あるいは最近の経済情勢の変転に備えて御調査になつておりますか。

○横田政府委員 昨年の四月と九月と二回いたしております。

○横田政府委員 九月には十四社全部から各社別のをとつております。

○足鹿委員 そのとき一回の御調査でありますか、その後も、輸出の問題が起き、あるいは最近の経済情勢の変転に備えて御調査になつておりますか。

○横田政府委員 昨年の四月と九月と二回いたしております。

○横田政府委員 九月には十四社全部から各社別のをとつております。

○足鹿委員 そのとき一回の御調査でありますか、その後も、輸出の問題が起き、あるいは最近の経済情勢の変転に備えて御調査になつておりますか。

○横田政府委員 昨年の四月と九月と二回いたしております。

○横田政府委員 九月には十四社全部から各社別のをとつております。

○足鹿委員 そのとき一回の御調査でありますか、その後も、輸出の問題が起き、あるいは最近の経済情勢の変転に備えて御調査になつておりますか。

○横田政府委員 昨年の四月と九月と二回いたしております。

○横田政府委員 九月には十四社全部から各社別のをとつております。

○足鹿委員 そのとき一回の御調査でありますか、その後も、輸出の問題が起き、あるいは最近の経済情勢の変転に備えて御調査になつておりますか。

○横田政府委員 昨年の四月と九月と二回いたしております。

○横田政府委員 九月には十四社全部から各社別のをとつております。

○足鹿委員 そのとき一回の御調査でありますか、その後も、輸出の問題が起き、あるいは最近の経済情勢の変転に備えて御調査になつておりますか。

○横田政府委員 昨年の四月と九月と二回いたしております。

○横田政府委員 九月には十四社全部から各社別のをとつております。

○足鹿委員 そのとき一回の御調査でありますか、その後も、輸出の問題が起き、あるいは最近の経済情勢の変転に備えて御調査になつておりますか。

○横田政府委員 昨年の四月と九月と二回いたしております。

○横田政府委員 九月には十四社全部から各社別のをとつております。

○足鹿委員 そのとき一回の御調査でありますか、その後も、輸出の問題が起き、あるいは最近の経済情勢の変転に備えて御調査になつておりますか。

○横田政府委員 昨年の四月と九月と二回いたしております。



らぬというようなことでは、どだい網をかぶせるのかかぶせようがないじやないか。どこ／＼の会社が出ておつたということがはつきりしなければ、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する会社がこれ／＼、これは抵触しないと、こうはつきりしなければ、これに参加したものはつきり抵触しますよ。そう解釈してさしつかえないと思いませんか。どうですか。

○横田政府委員 先ほど申し上げましたように、まだ調査を始めました段階でございますので、いずれ正式に取上げます場合には、ただいまお示しのような点は、もちろんきわめて明らかにいたしまして、処理いたしたいというふうに考えております。

○井上委員 次に伺いますが、この問題は当然われ／＼は二つの法律にひつかかると解釈をいたしております。ところが、相手もさるもので、何とかひつかからぬようにしようと考えていることは、あなたのさつきからの御答弁でもうかがわれるところで、一つは値段をきめるについて、個々のメーカーと話し合いをすることが困難であるので、できるだけ団体的な話し合いをしたい、こういう全購連側及び政府側のあつせんによつて、確安協会を中心とした団体交渉が行われた、向うはこういう立場に立つておるのです。ところが、団体交渉の場合においても、さきにお話のように、上限価格と下限価格をきめて、その間における各社自由の取引、こういうきめ方は、一般の物価を安定させ、国民生活を安定さすという意義の解釈から一向ひつかからないと私は考えております。ところが今度のよう

に、地方別、月別にはつきり規定して、値段もはつきりきめてしまつて、これを下部の加盟会社に全部流し、相手方にもそれを指示する、こういう行為がとられるところに問題があるので。従つて、団体交渉によつてこういうことをやつたことは決して違反にはならぬ、そういう解釈は私は逃げ言葉だと思ひますが、さよう解釈してさしつかえありませんか、どうですか。

○横田政府委員 大体おつしやる通りでございます。

○井上委員 今一点。かりにあなた方の御活動や、国会におけるこういう論議がメーカー側及び確安協会に響きまして、確安協会側がさきに申合せをいたした建値発表は取消すと言つた場合に、あなたの方はどう処置しますか。

○横田政府委員 それは口だけでなく、真に取消したものでござらぬか、やはり今後の動きを見なければわからぬと存じます。取消したと言ひながら、各社別に交渉してみても、結局全部がこれを建値以外の額では取引しないということになりますれば、いくら取消しても、そこに共同の行為があるというふうには解釈されません。

○井上委員 相手は営利主義を中心とした営利会社でありますから、その場合、全購連がたとえ安定帯価格のうちで、全国的な取引の実勢に基いた実勢の相場によつて、ある会社にこの価格で出してくれ、こう言ひましても、一方商社というものがござります。この商社は、新聞ですでに御存じの通り、建値価格を支持しております。自分の方に品物をよけいという、この際全購連の販売部をたき破ろうという一つの意図のもとにこの建値価格を支

持して、これで取引をしようという態勢を整えておることは新聞で御承知の通りであります。だから、全購連に対しては、その値に乘らずに、片一方でかりにその値で取引が行われたという場合には、これは明らかにこの法律にひつかかるとわれ／＼解釈してさしつかえございませんか。

○横田政府委員 その場合はいろいろ複雑な問題があると思ひます。しかし、結局商社間の話し合い、あるいはメーカーの一つのさし値というふうな形で、やはりそこに取引を拘束するといふ問題が出て参るのであります。そのなりますれば、またその面で独占禁止法の違反の疑いが出て参ると思ひます。

○井上委員 問題は、確安協会が再び会合を持ちまして、二月四日決定したことは諸般の情勢から懸念を欠くから、あの決定によつて今後の取引を拘束しない、こういうように正規の機関において決定され、それがまたほんとうに正常な取引に返るか返らぬかということでないかと思ひます。そういう措置がとられた場合は、これは問題にしないのですか。そういうことがきめられても、一応そういうことを決定し、発表された以上は、ひつかかるといふ建前で行きますか。これは問題を非常にむずかしくしますけれども、協会側がそういう政治的な含みで、一応決定したものを取消して、正常な取引にもどすという行為に出た場合には、問題にせぬということで行きますか。その点はどうですか。

○横田政府委員 これはまだ仮定のお話でございますので、何ともお答えできませんが、一般問題として申し上げますと、違反がかつてありましても、真にそれをやめてしまへば、独占禁止法のいゝゆる審判と申しますものは、その違反行為を排除することを目的としたもので、審判の対象がなくなるといふことになりまします。しかし御承知のように、独占禁止法並びに事業者団体法には同時に罰則もござりますので、罰則の問題は残るわけでござります。この罰則を適用するかどうかという点は、諸般の事情を考えまして慎重に考えたいと思ひます。

○坂田委員 此の際横田正俊委員長は所用があるようですが、他に御質問はござりませんか。

○坂田委員 それではこれより去る二月二十五日日本委員会に付託になりました内閣提出、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案、同じく二十六日付託になりました内閣提出、農業災害補償法の一部を改正する法律案及び農業災害補償法に基づく家畜共済の臨時特別に関する法律案を順次議題といたし、審査に入ります。

まず農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律の提案趣旨について政府の説明を求めます。廣川農林大臣。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「資本金は、」の下に「政府の一般会計からの出資金百億円」とを加える。

第十七条の次に次の一条を加える。

（退職手当）

第十七条の二 公庫は、役員及び職員に対する退職手当の支給の基準を設けようとするときは、あらかじめ主務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

第三十六条第一号中「認可」の下に「又は承認」を加える。

附則第一項中「及び附則第二十項」を、「附則第二十項及び附則第二十一項」に改め、附則に次の一項を加える。

21 農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「政府は、前条の計画を実施するため、」を「農林漁業金融公庫は、」に改め、「農林漁業金融公庫法（昭和二十六年法律第三百五十五号）の定めるところにより、」を削り、「貸し付けるものとする。」を「貸し付ける場合には、前条の計画を基準としなければならない。」に、同条第一号及び第二号中「造成、」を「改良、造成、」に改める。

別表第七号中「十五年」を「二十五年」に、「一年」を「三年」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の農林漁業金融公庫法第四条の規定による政府の一般会計からの出資金は、昭和二十八年年度において出資するものとする。

3 国家公務員等に対する退職手当の



臨時措置に関する法律（昭和二十五年法律第四百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中（支給される職員以下「職員」という。）の下に「農林漁業金融公庫の役員及び職員を除く。」を加える。

○廣川國務大臣 だだいま上程せられました農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律の提案の理由を御説明申し上げます。

農林漁業の生産力を増強するため必要な長期かつ低利の資金を積極的に導入する機関としての農林漁業金融公庫については、昨年末法律の施行以来諸般の準備を取進めており、四月一日をもつて発足する予定になつておりますが、昭和二十八年年度予算の編成に伴い、あるいは農山漁村電氣導入促進法の施行に伴い、さらには公庫の役員員の待遇に関する不適当な点を改善して公庫の運営の円滑を期するため等の理由により、ここに農林漁業金融公庫法につき、二、三の点に改正を加える必要を生じたのであります。以下改正案につき簡単にその内容を御説明申し上げます。

まず第一点は公庫の資本金に関する規定であります。公庫の資本金は、現行法においては公庫が農林漁業金融通特別会計から承継する資産と負債の差額に相当する額と定められておるものであります。昭和二十八年年度における公庫の新たな貸付資金二百四十億円の資金源の一部として同年度において一般会計より百億円の追加出資が行われることになつており、これを公庫法に明示する必要があるものであります。

第二点は農山漁村電氣導入促進法の施行に伴うものであります。すなわち農山漁村電氣導入促進法の一部を改正して、公庫が電氣導入施設に対し貸付を行う場合は全国農山漁村電氣導入計画を基準として行うものとするのと同時に、電氣導入施設に対する貸付の条件を緩和するため公庫の貸付条件のうち、農林漁業者の共同利用に供する期間の最長限度をそれ〴〵二十五年及び三年と改めるのであります。

改正の第三点は、公庫の役員員に対する退職手当に関する点であります。従来公庫の役員員の退職手当については、一般職の公務員と同様に国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の適用があつたのであります。が、本来身分が公務員でなく恩給制度の適用等もない公庫の役員員に対し、公務員と同一の規定によることは不適当でありますので、この際この法律の適用を排除し、公庫の退職手当の支給の基準については主務大臣の承認を要するものとするのであります。

以上がこの法律案の提案の理由並びに内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○坂田委員長 次に、農業災害補償法の一部を改正する法律案及び農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律案の両案について趣旨の説明を求めます。廣川農林大臣。

農業災害補償法の一部を改正する法律案  
農業災害補償法の一部を改正する法律案  
農業災害補償法（昭和二十二年法

律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「農作物共済の下に及び蚕繭共済を加え、同項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「全都道府県の通常共済掛金標準率のうち最低のもの」を「最低率」に改め、同号を第二号とし、同項第一号として次の一号を加える。

一 当該共済目的に係る第七七条第四項第一号の通常共済掛金標準率のうち同号の規定により加えられた安全割増率に相当する部分を除いて得た率が全都道府県を通じて最低となる都道府県のその除いて得た率（以下この項において「最低率」という。）の三分の一

第十三条の二を削り、第十三条の三を第十三条の二とし、第十三条の四中「前二条」を「前条」に改め、同条を第十三条の三とする。

第二十五条を次のように改める。  
第二十五条 行政庁は、前条第一項の申請があつた場合において、設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基いてする行政庁の処分と違反せず、且つ、その事業が健全に行われ、公益に反しないと認められるときは、設立の認可をしなければならない。

第二十六条第一項中「二箇月」を「二箇月」に改め、同条第二項の次の一項を加える。  
行政庁が第二十四条第二項の規定により報告書提出の要求を發したときは、その日からその報告書

が行政庁に到達するまでの期間に算入しない。

第三十二条に次の一項を加える。  
任期満了によつて退任した理事は、後任の理事が就任するまでは、なおその職務を行う。  
第三十二条の次に次の一条を加える。

第三十二条の二 役員は、法令、法令に基いてする行政庁の処分、定款及び総会の議決を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。  
役員がその任務を怠つたときは、その役員は、組合に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。  
役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。重要な事項につき、第四十条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、また同様とする。

第八十条中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

農業共済団体が前項の命令に違反したときは、行政庁は、当該団体に對し、期間を指定して、その役員の一部又は一部の改選を命ずることが出来る。  
農業共済団体が前項の命令に違反したときは、行政庁は、同項の命令に係る役員を解任することができる。

第八十二条但書中「第八十条第一項中」を「第八十条第一項から第三項までの規定中」に改める。  
第八十四条第一項第二号中「共済目的 蚕繭」を「共済目的 春蚕繭及び夏秋蚕繭」に改める。  
第六十六条中「標準として」の下に「次条第三項の規定による危険階級の別に」を加える。

第七七条第三項中「都道府県知事が」の下に「主務大臣の承認を受けて」を加え、同条第四項第一号中「通常標準被害率を基礎として」を「通常標準被害率を基礎とし、必要な安全割増率を加算して」に改める。  
第九九条第二号中「百分の四十」を「百分の三十」に改める。  
第一百十号第二号を次のように改める。

二 春蚕繭については桑の発芽期から春蚕期の収繭をするに至るまでの期間、夏秋蚕繭については桑の発芽期から最終蚕期の収繭をするに至るまでの期間  
前項の議決については、第四十条第二項の規定を準用する。

附則  
1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 改正後の農業災害補償法第十二条第一項第一号及び第六十六条の規定は、水稲、陸稲及び蚕繭については昭和二十八年産のものから、表については昭和二十九年産のものから適用する。

第九九条第二号中「百分の四十」を「百分の三十」に改める。  
第一百十号第二号を次のように改める。

二 春蚕繭については桑の発芽期から春蚕期の収繭をするに至るまでの期間、夏秋蚕繭については桑の発芽期から最終蚕期の収繭をするに至るまでの期間  
前項の議決については、第四十条第二項の規定を準用する。

附則  
1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 改正後の農業災害補償法第十二条第一項第一号及び第六十六条の規定は、水稲、陸稲及び蚕繭については昭和二十八年産のものから、表については昭和二十九年産のものから適用する。

3 改正後の農業災害補償法第十二  
条第一項第二号の規定は、昭和二  
十八年産の水稲、陸稲、麦及び蚕  
繭から適用する。

4 農業共済再保険特別会計法（昭  
和十九年法律第十一号）の一部を  
次のように改正する。

第三号中（同法第十三条ノ四ニ  
於テ準用スル場合ヲ含ム）を削  
り、第四条中「第十三条ノ四」を  
「第十三条ノ三」に改める。

農業災害補償法に基く家畜共済の  
臨時特例に関する法律案  
農業災害補償法に基く家畜共済  
の臨時特例に関する法律

（目的）  
第一条 この法律は、家畜共済の合  
理化に資するため、家畜共済に係  
る農業災害補償法（昭和二十二年  
法律第八十五号）の規定に特例  
を設け、これを試験的に次条の農  
業共済組合及びその農業共済組合  
を会員とする農業共済組合連合会  
に適用することを目的とする。

（農業共済組合の指定）  
第二条 農林大臣は、政令の定める  
ところにより、この法律により家  
畜共済を行うべき農業共済組合を  
その農業共済組合の同意を得て指  
定する。

2 農林大臣は、必要があると認め  
るときは、当該農業共済組合の同  
意を得て前項の規定による指定を  
取り消すことができる。

（指定組合の行う家畜共済）  
第三条 前条第一項の規定により指  
定を受けた農業共済組合（以下「指  
定組合」という。）の行う家畜共済

は、死産病傷共済及び生産共済と  
する。

2 指定組合は、死産病傷共済にあ  
つては、農業災害補償法第八十四  
条第一項第三号に掲げる共済目的  
につき、同項第三号及び第四号に  
掲げる共済事故によつて生じた損  
害について、組合員に対し共済金  
を交付するものとする。

（共済掛金率）  
第四条 死産病傷共済の共済掛金率  
は、政令の定めるところにより、  
定款で定める。

2 前項の共済掛金率は、農林大臣  
が定める共済掛金標準率を下つて  
はならない。但し、省令で定める  
場合には、この限りでない。

3 前項の共済掛金標準率は、政令  
の定めるところにより、農業災害  
補償法第十五条第二項の規定に  
基き定められた死亡産用共済に係  
る共済掛金標準率及び疾病傷害共  
済に係る共済掛金標準率を基礎と  
して定める。

（共済金）  
第五条 死産病傷共済に係る共済金  
は、左の金額とする。

一 死亡又は産用により支払うも  
のにあつては、農業災害補償法  
第一百六条第一項第一号の額  
二 疾病又は傷害により支払うも  
のにあつては、政令の定めると  
ころにより定款で定める方法に  
よつて算定される損害の額に政  
令の定めるところにより定款で  
定める支払割合を乗じて得た額

（会計の区分経理）  
第六条 指定組合を会員とする農業  
共済組合連合会は、家畜共済事業  
に係る会計のうち指定組合に係る

ものを他と区分して経理しなけれ  
ばならない。

（指定組合の組合員に対する補助）  
第七条 国庫は、指定組合の組合員  
の支払うべき牛又は馬の死産病傷  
共済に係る共済掛金のうち農業災  
害補償法第十四条第一項第一号  
の定款で定める共済掛金の最低  
ものの二分の一に相当する金額か  
ら同法第十三条の二の規定により  
負担する金額を控除して得た額に  
相当する金額の補助金を当該組合  
員に交付する。

2 前項の規定により指定組合の組  
合員に交付すべき補助金は、これ  
を組合員に交付するのに代えて、  
当該組合員がその属する指定組合  
に支払うべき共済掛金の一部に充  
てるため当該指定組合にこれを交  
付し、又は当該指定組合がその属  
する農業共済組合連合会に支払う  
べき保険料の一部に充てるため当  
該農業共済組合連合会にこれを交  
付することができる。

（報告の徴取）  
第八条 農林大臣及び都道府県知事  
は、この法律の施行の状況を明ら  
かにするため必要があると認め  
るときは、指定組合及び指定組合を  
会員とする農業共済組合連合会か  
ら報告を徴することができる。

（審査会）  
第九条 都道府県農業共済保険審査  
会は、農業災害補償法第四十三  
条第二項各号に掲げる事項の外、  
都道府県知事の諮問に応じてこの  
法律の運用に関する重要事項を調  
査審議する。

2 農業共済再保険審査会は、農業

災害補償法第四十四条に規定す  
る事項の外、主務大臣の諮問に応  
じてこの法律の運用に関する重要  
事項を調査審議する。

（讒替規定）  
第十条 指定組合の行う家畜共済に  
係る農業災害補償法の適用につ  
いては、同法第十三条の二（牛馬死  
亡産用共済掛金の一部国庫負担）  
中「死亡産用共済」とあるのは「死  
産病傷共済」と、最低の共済掛金  
とあるのは「共済掛金の死亡及び  
産用による損害に対応する部分」  
と、第一百十一条（義務加入）及び第  
百十一条の二第二号（組合の申込  
承諾義務）中「死亡産用共済」とあ  
るのは「死産病傷共済」と、第二十  
二条第二項（共済掛金期間）中「死  
亡産用共済及び疾病傷害共済」と  
あるのは「死産病傷共済」と、第百  
十三条（共済目的の制限）第一項中  
「死亡産用共済」とあるのは「死産  
病傷共済」と、同条第二項中「死亡  
産用共済関係」とあるのは「死産  
病傷共済関係」と、第百十四条第一  
項第一号（共済金額）中「死亡産用  
共済」とあるのは「死産病傷共済」  
と、第百十七条及び第百二十六条  
（共済金等に代る給付）中「疾病傷  
害共済に係る共済事故」とあるの  
は「疾病又は傷害の共済事故」と読  
み替えるものとする。

附則  
1 この法律は、公布の日から施行  
し、昭和三十年十月一日にその効  
力を失う。  
2 この法律の失効に伴い必要な経  
過規定は、別に法律で定める。  
3 第二条の規定に基く指定があつ

た際に指定組合とその組合員との  
間に現に存する死亡産用共済関係  
及び疾病傷害共済関係は、その指  
定の時の属する共済掛金期間の満  
了の時又は当該共済関係の共済目  
的たる家畜が開始する時のいずれか  
早い時までは、なお従前の例によ  
り存続する。

4 前項の死亡産用共済関係及び疾  
病傷害共済関係が死産病傷共済の  
共済責任の開始により消滅したと  
きは、そのまだ経過しない期間に  
対する共済掛金は、払いもどさな  
ければならない。

5 前項の場合には、農業共済組合  
連合会及び政府は、まだ経過しな  
い期間に対する保険料及び再保険  
料を、それぞれ当該農業共済組合  
及び農業共済組合連合会に払いも  
どさなければならぬ。

6 第四項又は前項の規定により払  
いもどすべき共済掛金、保険料及  
び再保険料は、この法律の規定に  
より払い込むべき共済掛金、保険  
料及び再保険料とそれぞれ相殺す  
ることができる。

7 農業災害補償法第十三条第一  
項各号の一に該当するに至る前二  
年以前から死亡産用共済関係が継  
続していた家畜は、同項の規定に  
かわらず、死産病傷共済に付す  
ることができる。

8 農業共済再保険特別会計法（昭  
和十九年法律第十一号）の一部を  
次のように改正する。  
第二十条の次に次の一条を加え  
る。

第二十一条 農業災害補償法に基く

家畜共済の臨時特例に関する法律 (昭和二十八年法律第 号) 第七 条ノ規定ニ依ル補助金ハ第四 条ノ 規定ニ拘ラズ当分ノ間家畜勸定ノ 議出トス

○廣川國務大臣 農業災害補償法の一部を改正する法律案につきましてその提案理由を御説明いたします。

農業災害補償制度につきましては、昨年第十三国会において成立した農業災害補償法一部改正法、農業災害補償法臨時特例法及び農業共済基金法によりまして、制度の改善がなされたのであります。本制度実施五年の経緯に徴しまして、さらに農家負担の軽減、蚕繭共済制度の改善、共済団体の性格に即した監督の適正化等必要な改善を行い、制度の円滑な運営を期するため、この法律案を提案する次第であります。

以下この法律案の主要内容について御説明いたします。

第一は、共済掛金の農家負担の軽減及び災害の危険度に応じた共済金額の個別化であります。農作物共済の共済掛金の負担につきましては、従来通常共済掛金標準率が全国を通じて最低となる県の通常共済掛金標準率部分を全国共通に全額農家負担としておりましたが、全国的に農家負担を軽減するために、通常共済掛金標準率のうち安全割増率を差引いた率のうち、全国を通じて最低のもの三分の一の部分を全国を通じて新たに国庫負担とすることとしたいたしました。なお、その結果従来の方法によりまして、被害の程度が低い地域の国庫負担割合が相対的に少かつたのであります。

いても国庫負担の割合の合理化が期せられることになりました。また蚕繭共済の共済掛金の負担につきましては、国庫と農家との負担を合理的にするために、農作物共済の負担方法の改善と併行してこれと同様の負担方法とすることといたしました。さらに共済金額の個別化につきましては、被害の危険階級ごとにある程度の幅を設けて、その範囲内で共済金額を選び得ることとすることができまますように改正をいたしました。

第二は、蚕繭共済制度の改善であります。蚕繭共済におきましては、現行法によりまして、共済事故による減収が組合員の年取繭量の四割以上の場合に共済金を支払うこととしておるものであります。農業災害補償法の目的を十分に達成するために三割ないし四割の減収の場合にも共済金を支払うことといたしました。また蚕繭共済は、現行法では、全蚕期を通じて保険の建前となつております関係上、共済掛金率は、春蚕繭も夏秋蚕繭も同率で、このため春蚕繭については掛金が割高、夏秋蚕繭については割安という不合理があり、また最終蚕期の収繭が完了いたしませんと再保険金の額が決定しないため、共済金の支払いが遅れるという支障がありましたので、これを蚕期別保険の建前に改め、春蚕繭と夏秋蚕繭の被害の実態に応じて掛金率を個別化したこととするとともに、再保険金の額を蚕期別に決定することにより共済金の支払いの円滑をはかることといたしました。なお、これらは従来から検討を進めて参つた問題であります。蚕繭共済の料率改訂期となつております本年からこれを実施することといたしました。

第三は、共済団体の運営につきまして、農業災害補償制度の一環としての特殊な性格にかんがみまして、公益的見地からの適正な監督を行い得ることとし、また役員責任を明確ならしめることといたしました。

以上がこの法律案の概要でございます。慎重御審議の上、可決あらんことをお願いする次第であります。次に農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律案につきまして、その提案の理由を御説明いたします。

農業災害補償法におきましては、家畜共済は、死亡廃用共済、疾病傷害共済及び生産共済の三つにわかれておるに、疾病傷害共済に加入いたしません。死亡廃用共済に加入いたしません。必らずしも疾病傷害共済に加入することを必要としない建前になつております。しかしながら、第一には畜産振興上、疾病傷害共済の普及徹底とこれによりまして家畜診療の普通化が必要であるという点から見ましても、また第二は、疾病傷害の事故についての診療が行き渡るに従つて、死亡廃用の事故が低下し、従つて共済掛金率が低下するという有機的な関連性から、全般的に農家の家畜共済による負担を軽減するという点から見ましても、この二つの共済を一元化したことが、家畜共済事業の充実、農業災害補償制度の目的達成をはかります上において必要ではないかと考へるわけであります。この法律案は、この点にかんがみまして、農業共済組合の中から、

一部の農業共済組合につきその同意を得て、死亡廃用共済と疾病傷害共済とを合わせた死傷併用共済を一定期間試験的に実施させ、その実施成績によりまして、将来の家畜共済制度の改善に資することを目的としております。すなわち、この実験によりまして、一元化された場合の共済掛金率、共済の内容の各般にわたつて基礎資料を得ると同時に、家畜の共済制度の運営上の諸問題についても検討を加えて参りたいと考えておるのであります。

以下試験的に実施しようとする死傷併用共済の内容について御説明いたします。第一に共済掛金でございますが、共済掛金率は、実験段階でありますので、一応従来の死亡廃用共済の掛金率に疾病傷害共済の掛金率によりまして機械的に算定せざるを得ないのであります。一元化いたしますときには、危険率が低下することが予想されますので、収支のバランスの面から見ますと、若干の余剰が出ると思へられます。そこで再保険特別会計に生じます。この余剰分を見合はし、実験を奨励するという意味を含めまして、共済掛金の一部の割りもどしという形での補助金を交付することといたしました。第二に、支払共済金でございますが、疾病または傷害の事故によります。組合員に支払う共済金は、従来共済目的の種類ごとに一年間の支払限度を設けて、濫発監療を防止することとしておりましたが、早期診療により死亡廃用事故の低減をはかるといふ趣旨を貫徹いたしますために、本法案によりまして共済については、この意味の限度は、これを撤廃することといたしました。

以上が、この法律案の目的及び内容の概要でございます。慎重御審議の上可決あらんことをお願いする次第であります。

○坂田委員長 たいだいまの三案に対する質疑は、次会よりこれを行うことといたします。

○坂田委員長 次、これより前会に引続きまして、農林関係予算並びにこれに関連する農政問題につきまして、農林大臣に対する質疑を行います。金子重郎君。

○金子委員 総括質問いたしました。農政上今重要な四つ五つの問題につきまして、農林大臣の農政に対する考え方と同時に、現段階の事情をお聞きしたいと存するのであります。

肥料の問題につきましては、前会にも各委員から非常に熱心に討議がありましたので、重要な問題ではありますけれども、この際はこれを後に送りまして、まず食糧の自給態勢の確立の問題であります。御承知のように、今日日本の独立に際しまして最も重要な問題は、食糧自給態勢の確立をすることであることは、ひとしくだれもが言われておるところであります。政府は先年度からこの問題を取上げて、抜本的な五箇年計画を立てて行くことと発表され、そうして食糧自給促進法というふうなものによつて、その年々によつて予算が自由自在に、ある年はふえた、ある年は減つたといふこととなく、この問題だけは大きく基本的に取上げるというふうな構想を持つたかのように、私どもは承つておるのであります。しかるに今度の予算案を見ますと、その面はまつた

一部を削減することといたしました。第三に、農業災害補償制度の一環としての特殊な性格にかんがみまして、公益的見地からの適正な監督を行い得ることとし、また役員責任を明確ならしめることといたしました。

○坂田委員長 たいだいまの三案に対する質疑は、次会よりこれを行うことといたします。

○金子委員 総括質問いたしました。農政上今重要な四つ五つの問題につきまして、農林大臣の農政に対する考え方と同時に、現段階の事情をお聞きしたいと存するのであります。

肥料の問題につきましては、前会にも各委員から非常に熱心に討議がありましたので、重要な問題ではありますけれども、この際はこれを後に送りまして、まず食糧の自給態勢の確立の問題であります。御承知のように、今日日本の独立に際しまして最も重要な問題は、食糧自給態勢の確立をすることであることは、ひとしくだれもが言われておるところであります。政府は先年度からこの問題を取上げて、抜本的な五箇年計画を立てて行くことと発表され、そうして食糧自給促進法というふうなものによつて、その年々によつて予算が自由自在に、ある年はふえた、ある年は減つたといふこととなく、この問題だけは大きく基本的に取上げるというふうな構想を持つたかのように、私どもは承つておるのであります。しかるに今度の予算案を見ますと、その面はまつた

一部を削減することといたしました。第三に、農業災害補償制度の一環としての特殊な性格にかんがみまして、公益的見地からの適正な監督を行い得ることとし、また役員責任を明確ならしめることといたしました。



く無視されたかようになっておりますし、また一方食糧自給促進法という法律を申訳的に出そうとしておるようについておるのでありますが、それだけ重要な問題が、しかも農林大臣が熱心にこの問題を取上げておきながら、どういふふうな支障があつて予算が出ないかという、現在の政府の内部的な事情を、ひとつお聞かせ願いたいと思ひます。

改良をいたしましたとしても、ただちにそれが税金となつてはね返つて来るようでは、これは増産になりませんので、その辺のことも十分閣内において一致させなければなりませんので、そういう諸点に關して、今閣内においてこれをまとめておるところでありまして、これも決して長い期間でないと思ひます。近いうちに法律として御審議を願ひたいと思ひます。

### ○廣川國務大臣

たび／＼申し上げて

いる通り、食糧の自給は、わが民族に課せられた重大な義務であり、また使命であるのであります。これを本年度の予算面から見ますと、非常に期待に反していることは事実でございますが、しかし国家財政の見地からいたしまして、これもやむを得ないと私は考へておるのであります。しかし、さうにいたしましたとしても、食糧の自給という、この熱意は貫徹させなければならぬ。そこで食糧の自給を長期しかも計画的にこれを推進いたしますために、一つのやはり法的の基礎を持たせなければならぬと考へるのが、われわれの考へであります。そこで食糧自給のことに對しての大体の構想をまとめます上において、最初に計画的、長期的な資金投入についての考へが第一

点、それから第二点につきましては、この長期にして、しかも計画的な計画を立てる一つの審議機関と申しましたらうか、農林省のみでなく、広く学界あるいはまた一般の人たちを入れての審議會等を設けてやるといふ構想が一つ、それから第三は、本委員会等において非常に皆さん方から指摘されております税金の問題であります。増反をいたしまして、あるいはまた土地

わゆる自由経済の波に巻き込まれまして、そうして多額の血税を使つて輸入し、しかもその輸入の過程において、最近のビルマ米のように数億の金を海の中へ投げ込んでしまふような結果をもたらしても、それでもなお真剣な態度をとつておらない。その理由をいたしまして、まず第一に私が考へることは、食糧の配給の面においてそれだけきゆうくつなものを、今度は自由販売だといふようなことを言つて、こと自体に矛盾があるのじやないか。そして麦の統制を撤廃してしまつたために、ことしの冬の気候から見ますと、本年度はおそらく大麦作は相当減収だと思ひますが、そうすることし冬は政府が大麦を手に入れることは非常に困難である。むしろあのくさい外米よりも、内地の大麦を精白したものが、消費者ははるかに喜ぶのではないか。この大麦を米の不足分として安い価格で、政府の責任において配給に乗せる考へ方はないか。もう一つは、くず米の問題は、やはりこれも加工用としてのみ使わずに、飯用としてこれもまた外米よりもむしろ喜ばれて食べられる面もあるのであります。これらのものをもう一度少い配給量に足して行くという考へ方を持たないか、これをお伺ひいたします。

### ○廣川國務大臣

われ／＼は国内増産

にあまりに国費を投下するよりも、もつと工業方面を發達させて輸出を増進して、輸入をしたらいいのじやないかという安易な考へを往々にして聞くのであります。それにはわれ／＼は根本から反對するのであります。ただ輸入いたしましたビルマ米等について遺憾の点のありましたことは、われ／＼

として率直におわびを申し上げますが、しかしこれも決して海に捨てるのではなく、この黄麥米等も処理いたしまして、これをみそなり、あるいはアルゴールなりに転用いたしました。なるべく損害を少いようにしたいと思はうのであります。それからまた、統制をはずしたがために大麦の減収を来すのじやないかということでありまして、これは統制中にある程度押しつけて、噴制的な作付をいたしたことから離れて、大分適地適作の方針がとられて来て、もう大体減産は食いとめられと思ひます。ただ大麦等を配給の上で復活する用意がないかということでありまして、これは自由で買えるようにいたしておりますし、しかもまた大麦の熱処理をいたして、圧縮して出したものであります。しかも圧縮をいたして、おつたものであります。これを熱処理をしないので、しかも圧縮をいたして、もつとくまぐく食べられるような方法をただいま指導いたしまして、この需要を喚起するよう努めておるのであります。またくず米等については、これはなるほどおかゆなり、あるいはその他のこととしてやればよろしいと思ひますが、配給外米の辞退、あるいはまた東北地方においては内地米の辞退等も相当にありますが、くず米をそのまま配ることについてはよく検討いたします。

### ○金子委員

なおもう一点、食糧自給

に關連しての問題であります。これだけ少い食糧の中で、一方政府は最近酒の税金を下げまして、その収入の足らないところは増石するといふような方向へ入つておるのであります。それが、それに引きかえて、一方農産物である

も類の問題を取上げますと、一体日本の澱粉食糧といたしまして、慣習から見ましたときに、あるいは僻地における栽培可能面積の多い点から見まして、将来の日本のかんしよ、ばれいしよというものは、食糧問題解決の上にとりしても放任してはならない重要な一つの問題であると思ひます。ただししかしながらこのかんしよ、ばれいしよは、貯蔵がきかぬといふ大きな欠点を持つておりますので、当然切りほしなりあるいは澱粉というふうな貯蔵のきく形態に加工する。そういたしますと、これらのものが非常に値下りをして、今政府がこれを買上げなければならぬといふような状態が起つておるのであります。これは貴重な米をぶすならば、これだけ少い食糧事情の中でありまして、その上等の酒といふものに対して、いわゆる米でつくつた酒といふものに対して、ある程度までこれをむしろ減らして行つて、そうしてこれらのアルコール資源というものを十分活用するといふことが、總括的な食糧問題の解決に役立つと思ひけれども、農林関係だけの増産問題だけを言つておる。一方では自由経済だからつづつて売るといふことは、政府としては大きな矛盾ではないか。たとえばい類に對する政府の見方といたしまして、今日出まわつております菓子類の中には、米麦のりつばなものをつぶしたものが市販されておる。いも類の加工菓子にしても一向さしつかえない。それからアルコールに對しても、穀物をつぶさないで、こ

うした貯蔵のきかないもの、しかし一方さいせん申し上げたように、澱粉生産として一つの重要な役割を持つて

おる作物を、どうして総合的に保護し、また総合的に消費計画を立てないかというところに、私は非常に疑問を持つのであります。それに対して農林大臣はどうかというふうにお考えでありますか。

○廣川國務大臣 酒の増石についてのお話ですが、なるほど絶対量が足りないのに酒の増石になぜ米をつぶすかというところは、これは一応ごもつとも聞えるのであります。しかしこれはいわれる濁酒その他で費す米の量は大体二百万石から三百万石と推定されておるのであります。特にたいまいは、各醸造家において一ほとんど大醸造家は設備を持っていないところはないくらいに持つておるのであります。また酒についても一定度の混入を強制するくらいにして認めておるのであります。そうしてある程度アルコールを混用して市販にいたしておるのであります。かようなことからいって、表から見ますと、去年より多少ふやしてありますが、これによつて密造酒を防ぐことがかえつて日本の米を正常的に流すことに便利だと考えてやつておるのであります。それとまたアルコールを酒に混用すること、は、合成酒にも当然これは入れてやつておるので、今までの日本酒に対するいわゆる慣習をこれによつて満たす、そうして濁酒の密造を防ぐようにいたしておるのであります。なおまたかんしよ、ばれいしよについての総合的な食糧計画をどうして立てないか、こういうお話でございますが、これはわれ／＼といたしても食糧外

に見ておるのではないのであります。しかしこのことについて、今までの計画配給のように、全部を計画的に配給することは私は考えておりませんが、しかし食生活の改善からして、ばれいしよあるいはかんしよ等が小学校の児童を通じて食生活の改善なり、あるいは農林省における生活改善課の方を通し、あるいは輿論に訴えて、ばれいしよ、かんしよが実際の主食と代替されるように、われ／＼は努力をいたすわけでありまして、それからまた一番大事な米をつぶして、群馬、埼玉等に特に多いのであります。せんべいの種というか、これが非常に多く都市に向つて入つて来ておるのであります。これなんかもわれ／＼としては、非常に關心を持つて今まで見ておつたのであります。あまりに多い所についてはわれ／＼は何か手を加えなければならぬと考へておる次第であります。

○金子委員 私どもの期待とは大幅があるものであります。それによつて米を菓子原料その他せんべい等につぶされる量が非常に多いということが考へられるということに対しては、一面の明るさを私ども持つておるわけでありまして、私も私どもといたしましては、戦後におきます食糧事情が、全体のわくでこれだけきゆうくつであるにもかかわらず、一般の思想的に自由だという感じの方が強過ぎる。それに対して政府は、もう少し食糧問題は引締めてからなければいけない。これは一面自由だ、放任だという形をとりました。今までの反動でもありましようし、また政府のこれに対する引締め方の足りない責任だ、こういうことを私は責任を持

つてもらいたいと思ひます。それから今の段階で参りますと、いも類の増産はこれだけ天をつくのではないか、協同組合の加工場等における製粉製造もほとんど行詰りになつておる。生産者も従つてこれ以上増産できない、しかるに反当穀物の収量から見ますと、まだまだ余地がある。りつばな陸稲やその他の作物のできない所でも、かんしよ、ばれいしよならできない土地が内地にはたくさんあるのであります。また北海道でもあるのであります。これをどういうふうにするか、ないしはどうか程度であきらめるか、ないしはどうか一環としてこれを増産して行くか、この見解を承りたいと思ひます。

○廣川國務大臣 これはあきらめるどころのことではないのであります。ばれいしよ等は内地で足りなくて、内地の食糧のみならず東南アジアに輸出する大事な食糧品であります。それからまた北欧等に見られるように、ばれいしよを實際主体として食糧を考へて行きたいと思つております。またいももつきましては、いも自体をわれわれが食べて、余つたものはこれは家畜の飼料とするに決して劣るものではないのであります。特につる等は酪農等においては大変な食糧であるのであります。秋口これをサイロに入れておきますと、冬期でも家畜にやることのできるものであります。なおまたいもにつきましては、単に製粉のみならずこのいもからとりまするアルコールを主体とした原料によつて、これはアメリカにおいて盛んにやられて

おることではあります。合成樹脂がこれから大半つくられておりました。生ゴムの輸入は防ぐことが出来る程度にまでおりました。これは農林省といたしましては、これを推進する考へから、近いうちに実際に機械の買入れと技術を検討するため、二十数名の人がもうアメリカに行くことになつておるのであります。これが工業化できた場合には、なおまた大きな用途があるわけでありまして、食糧のみならず、工業原料としても大事なものであります。決してこのままこれを退歩させ考へないものであります。この買上げ等についても十分注意を払つてやつておるようなわけでありまして。

○金子委員 話が非常におもしろい方向へ進んでおると思ひます。そこで私は大臣にほんとうに考へてもらわなくちやならないことは、かりにかんしよ、ばれいしよから製粉をとる。それがアルコールの過程を経るなり、あるいはもつと高度の工業化資源として入る。これは文化の当然であります。しかしながら日本の過小農の立場におりますと、御承知のように企業採算が成り立たない上に農業をやつておるために、交換経済に依存することは農民に対して生活をだん／＼苦しくしてしまふ。そういう点からいいますと、農民が企業採算のとれない経営の中で、なぜ生きておるかというところは、結局半分程度のもを自給経済にまつておるところが、いい悪いは別として、これは日本の経営の現実であります。しかしながらだん／＼と世の中が先に進んで参りますと、農民が当然自給自足すべき酒は政府の収入として大

きな角度を持つて行く、政府がいわゆる没収してしまつた。農民が当然自給自足なすべきタバコは、これもまた専売として政府がとつてしまつた。そして今度はかんしよ、ばれいしよから貯蔵のきく、市場価値の高い形体であるところのアルコールにしようとする、これもまた政府の専売によつて、しかもそれをやらせる企業も農民にやらせない、やらせないとは法律にはないけれども、現段階の大蔵省の方針はそういう結果になつておる。こういうことであるならば、農民はいつまでもその原始生産の中だけで非常な苦しい生活を続ける以外に道はない。そこで今のかんしよの問題の加工過程としてアルコール製造のごときは、もう少し協同組合のような農民主体の協同体にもこれを許したらどうか。これは大蔵省の主管だといつて逃げるということではなく、政府の責任において、そういう方向をとるべきではないか。一体、農民がもつと高度に自給自足するならば、最近肥料の問題で高い／＼といつてあれだけやかましく言つておられますけれども、全農民が一日に巻タバコ一箱吸うと肥料の代金以上なんです。それだけ言葉は悪いけれども農民は搾取されておる。肥料問題のごとき大きいけれども、自分の屋敷のすみよ十本か二十本の葉タバコを植えておけば間に合ふものが、あれだけ問題になつておる肥料代以上の農村支出になつておるといふことを考へたときに、今さら私は酒、タバコの専売あるいは専売に近い国家収入を得ることを云々するのはありませんが、少くともこれから問題になる、製粉等に悩んでおります現段階において、それはど施設も大きなも

た。これは大蔵省の主管だといつて逃げるということではなく、政府の責任において、そういう方向をとるべきではないか。一体、農民がもつと高度に自給自足するならば、最近肥料の問題で高い／＼といつてあれだけやかましく言つておられますけれども、全農民が一日に巻タバコ一箱吸うと肥料の代金以上なんです。それだけ言葉は悪いけれども農民は搾取されておる。肥料問題のごとき大きいけれども、自分の屋敷のすみよ十本か二十本の葉タバコを植えておけば間に合ふものが、あれだけ問題になつておる肥料代以上の農村支出になつておるといふことを考へたときに、今さら私は酒、タバコの専売あるいは専売に近い国家収入を得ることを云々するのはありませんが、少くともこれから問題になる、製粉等に悩んでおります現段階において、それはど施設も大きなも



に載っておりますことは、多分これはまだ現地においてもはつきりわからないと思ひますが、実はわれ／＼の方で今調査いたしておりますので、調査をまつてはつきりしたことをお答えしたいと思ひます。

○金子委員 これは法案を審議するまでに全貌を明らかにして、われ／＼に報告していただきたいと思ひます。最後にもう一点お願いすることは、去年問題になりました農林省設置法のうち、別表によつて管林局の変動とい

思ひます。去年は握りつぶしになつたのですが、ことしはそれをどうしようにお考えになつておりますか。

○廣川國務大臣 農林省の行政機構の一部を改正する法律案は、最初の方針通り出す考えでございます。これは御存じのように、あるいは戦争中一部一時避難をいたした箇所であります。そしてまたその他の各河川の流域別に担当区域を変更したという簡単なことであるのでありまして、本国会に提出したいと思ひます。

○金子委員 この問題は単に戦争中役所の疎開だ、だからまた東京のまん中に持つて来るのだというふうなお考え方は、これは農林大臣にも似合わない話だ。一体この問題はすべての役所、すべての文化機関というものが必要以上大都市に集まり過ぎておる。だからむしろこういうふうな機関は地方へ分散する。いわゆる疎開したこと自体がいいことであつて、それをこんなにごちゃ／＼した東京のまん中へいろいろな機関を持つて来るという考え方には承認できないのですが、しかしどう

してもこれをお出しになるというならば、どうしても政府に対してこういう考え方は反省してもらいたい。しかもここに定員法の中で首切りという問題が出ますと、すぐ労働組合があれだけの騒ぎをやる、それに政府は負けて行く、しかしながら役所を移転することは實際上首切りなんです。その役所には、その地におるがゆえに就職しておる人たちが、三年なり五年なり一つの役所におりますれば、それをかつてにこちらへ移す、あちらへ移すとなると、そのあとついでに行けない職員が相出るのである。これは首切りということをやらずに、実質的に首を切ることなんです。そういうこともお考えになつていただきたい。とにかくこの問題については、それ以上は討論になりませんから私は申し上げませんが、十分御反省を願わなければならぬということ、あなたも覚悟しておいてもらいたい。そういうことで時間が参りましたから、私の質問は一応ここで打ち切ります。

○廣川國務大臣 これは必要以上に便利の悪い所へ疎開いたしておりますので、便利のいい所にやりたいということであり、また決して首切りなんということではなく、親切な態度をもつて従業員諸氏には臨みたい、こう考えております。

○金子委員 私はこれで打切ろうと思つたのでありますが、必要以上に不便な所ということではなければ、それではこれはよろしい。それから首切りはしないというけれども、実際上一つの地域にあるものが、また二十里、三十里の所に居を移して行くことは実際上できない。だからこれは首切りにな

る。あなたは何ほ親切にやると言ひましても、住宅をつくつてくれて、そして居を移すまでの親切はできないにきまつておるのであります。これは単なる口の上の言ひのがれでなしに、もう少し真剣に考えていただきたい。それによつて政府の林野行政上、どうしてもこういう支障があるということであれば別でありますけれども、私どもは今の段階においてそう考えられないということをお聞きしておりますから、警告しておきます。

○坂田委員長 他に御質問はありませんか。  
別に御発言がなければ、本日はこれをもつて散会いたします。次会は公報をもつてお知らせいたします。  
午後零時四十四分散会